

東京都市計画用途地域の変更
〔東京都決定〕
【総括図】

- **地域地区の境界線とのとり方**
 地域地区の境界線で明示のないものは、原則として道路・鉄道・河川等の中心線ととしています。
 路線式で指定区域の明示のないものは、道路等の境界線から2mです。
 (例) 30—30mを示す(道路等からの距離)
 50—50mを示す(道路等からの距離)
 100—100mを示す(道路等からの距離)
 — — — 都市計画道路計画線を示す
- ※ 防災復興集積地区指定区域内の路線式は、地区施設道路境界から2mです。
- **日影規制の境界線とのとり方**
 原則として、地域地区の境界線と同じです。例外に見る地区については、市街化調整区域の境界線とします。

地区計画等の区域	
	地区計画区域
	防災街区整備地区計画区域
	沿道地区計画区域

	新たな防火規制区域 (東京都建築安全条例第7条の3)
	高度利用地区

